

判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて

前記のとおり、平成30年度は、事件動向や事務処理状況、司法修習生の修習を終えた者等からの判事補の充員が困難な状況が続いていること等を踏まえて総合的に検討した結果として、判事補の定員のうち25人を判事の定員に振り替えることとしたものである。そして、別紙5・20頁のとおり平成29年12月1日現在で判事補の欠員が164名に達しており、判事補の任官時期であるため現在員が最も多くなる平成30年1月においても、判事補の欠員が100人程度となることが見込まれる。したがって、仮に平成30年4月1日に裁判所職員定員法の一部を改正する法律が施行され、判事補の定員を25人減少したとしても、判事補の現在員が定員を超過する可能性はないことから、判事補の員数を減少する時期についての経過措置は特段設けないこととしたものである。

なお、今回と同じく判事補の定員を減少させた平成22年度においては、下記のとおり、附則で経過措置を設けているが、これは以下のようない理由に基づくものである。すなわち、同年度においては、裁判所法の一部を改正する法律（平成10年法律第50号）の施行による司法修習期間の短縮に伴い平成12年度に2期連続して判事補に採用した52期（平成12年4月87人採用）と53期（平成12年10月82人採用、52期と53期の採用人数計169人）が共に判事に任官するという特殊事情があり、平成12年以降、計11期分の判事補が在籍していたものが平成22年度以降は10期分しか在籍しないこととなるため、判事の純増45人のほかに判事補から判事へ20人の振替を行うこととしたものであるが、実際に53期の判事補が判事に任官するのは平成22年10月であった。そこで、それまでの間は、判事補の現在員が定員を超過しないように、暫定的に判事補の定員を従前どおり1020人に維持するという手当てを講ずることとしたものである。

【参照条文】

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成22年法律第11号）

附則

1 (略)

(平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例)

2 判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。